

議案第104号

令和7年度川崎市工業用水道事業会計補正予算についての市長の専決処
分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について
特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると
認め、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、
承認を求める。

令和8年6月1日提出

川崎市長 福田紀彦

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

川崎市長 福 田 紀 彦

令和7年度川崎市工業用水道事業会計補正予算

(総 則)

第1条 令和7年度川崎市工業用水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第2条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項の期間を次のとおり補正する。

事 項	補 正 前	補 正 後
	期 間	期 間
令和7年度原・浄・配水 施設関連経費	令和7年度から 令和10年度まで	令和7年度から 令和11年度まで